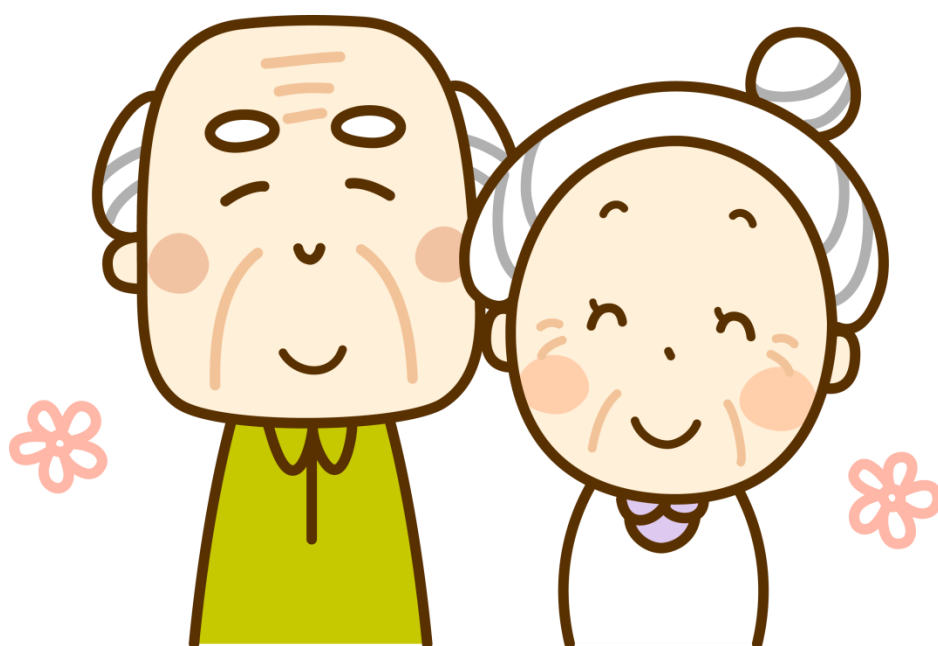


都留市介護保険住宅改修の手引き



令和8年4月

都留市福祉保健部長寿介護課

目 次

1. 介護保険制度における住宅改修費支給制度について（概要）	… 1
2. 対象要件	… 1
3. 利用限度額（支給限度基準額）	… 2
4. 支給方法	… 2
5. 対象となる住宅改修の種類	… 3
6. 住宅改修の流れ	… 6
7. 申請に必要な書類と留意点	… 8
8. 住宅改修費が支給できない・一部支給となる場合	… 12
9. トラブル防止について	… 12
10. 住宅改修Q&A	… 13

1 介護保険制度における住宅改修費支給制度について（概要）

住宅改修費支給制度は、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）を受けている方が、住みなれた自宅で生活が続けられることを目的として住宅の改修を行った場合に、その費用の一部が支給されるもので、手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象となります。



2 対象要件

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。

- 要介護認定を受けており、着工日と完成日が認定有効期間内であること
- 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅で、実際に居住していること
- 本人が在宅であること（入院・入所・外泊していないこと）
- 改修内容が、介護保険制度の支給対象となる工事であること
- 住宅改修の着工前に事前申請を行っており、都留市に事前審査承認されていること

《注意点》

• 介護認定申請中の方について

要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し、着工することは可能ですが、支給申請は認定結果が出た後に提出してください。また、認定結果が「自立」の場合は、住宅改修費の支給を受けることができません。

• 入院中・施設入所中の方について

基本的には退院・退所後に事前申請を行いますが、退院・退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障があると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請、着工が可能です。ただし、支給申請は退院・退所した後に提出してください。なお、退院・退所ができない場合は、支給を受けることができません。

• 一時的にお住まいになる住宅の改修について

改修の対象となる住宅は介護保険被保険者証に記載されている所在地の住宅となります。そのため、一時的に居住する住宅等の改修は支給の対象となりません。

• 新築・増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）は給付の対象とはなりません。また、改修理由が住宅の老朽化によるものや器具等の故障・破損等の場合も支給の対象となりません。

ただし、新築や増築の竣工日以降に行う住宅改修は給付の対象となります。

• 工事内容の判断について

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、都留市（保険者）が判断します。

3 利用限度額（支給限度基準額）

支給限度基準額は、要介護度にかかわらず、一人当たり20万円です。ただし、負担割合証に記載された割合は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円～14万円が上限となります。この限度額の範囲内であれば、何回かに分けて利用することができます。

※介護保険料に滞納がある方は、自己負担額が3割になる場合があります。

※20万円を超える工事を行った場合、超えた部分に関しては全額自己負担となります。

支給限度基準額 20万円			
内訳：1割負担の場合	給付上限額	18万円、	自己負担額 2万円
2割負担の場合	給付上限額	16万円、	自己負担額 4万円
3割負担の場合	給付上限額	14万円、	自己負担額 6万円

なお、下記の場合は例外として、再度20万円を上限として住宅改修費支給制度を利用することができます。ただし、以前の支給可能残額は加算されません。

●転居して住所が変わった場合

●要介護状態が著しく重くなった場合

初めて住宅改修を行ったとき（初回の住宅改修着工日）の「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

※この取扱は一人被保険者に対して1回しか適用されません。

介護の必要の程度	要介護度	3段階以上となる場合の要介護度
第1段階	要支援1	要介護3・4・5
第2段階	要支援2・要介護1	要介護4・5
第3段階	要介護2	要介護5
第4段階	要介護3	3段階リセット対象外
第5段階	要介護4	3段階リセット対象外
第6段階	要介護5	3段階リセット対象外

4 支給方法

利用者がいったん費用の全額を住宅改修施工事業者へ支払った後、申請により、給付対象部分の7割～9割相当の金額を後日、給付します。

なお、給付される時期については、申請から概ね2か月後の末日となります。

5 対象となる住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止や移動、移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。

手すりを取付けるための壁の下地補強も対象となります。



★ 保険給付対象工事（例）

- ・ 居室内の手すり（居間・トイレ・浴室・玄関等）
- ・ 敷地内の手すり（玄関ポーチ・門扉までの通路等）
- ・ 既存の手すりの撤去費（付け替え・移設の場合のみ）
- ・ 手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合のみ） 等



保険給付対象外工事（例）

- ・ 集合住宅等の共用部分の手すり（関係者全員の同意があり、動線上であれば可能）
- ・ 敷地外の手すり
- ・ 転落防止のための柵
- ・ 取り付け工事を伴わない手すり 等

(2) 段差の解消

各室間の床の段差、玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するため、スロープの設置、床のかさ上げ、敷居を低くする等の工事が対象です。

浴室の段差解消に伴う給排水設備工事も対象となります。



★ 保険給付対象工事（例）

- ・ 各居室の敷居を低くする工事
- ・ スロープや踏み台等を固定設置する工事
- ・ 浴室や廊下等の床のかさ上げ工事
- ・ 浴槽をまたぎやすい低いものに取り換える工事
- ・ 階段の勾配を緩やかにする工事
- ・ 傾斜の解消
- ・ 転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とするもの）等



保険給付対象外工事（例）

- ・ 床下収納スペースを埋める工事
- ・ スロープや踏み台を固定設置せずに置くだけの工事
- ・ 昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事
- ・ 転落防止柵の設置単独の工事 等

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

畳から板製床材やビニール系床材等への変更、浴室の床を滑りにくい床材への変更、通路面の滑りにくい舗装材へ変更等、主に転倒防止を目的として床材を変更する工事です。

床材変更のための下地の補修や通路面の変更のための路盤整備も対象です。



★ 保険給付対象工事（例）

- 畳から板製床材、ビニール系床材等への変更
- 浴室の床材を滑りにくい床材へ変更
- 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更
- 階段の滑り止め（固定されているもの）

等



保険給付対象外工事（例）

- 老朽化による床材の張り替え
- 滑り止めマットを洗い場等に置くだけ
- 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更
- 滑りやすい素材に変更

等

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸や折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替えのほかに、ドアノブの変更、戸車の変更・設置なども含まれ、入退室時の安全を確保するための工事です。

扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象です。



★ 保険給付対象工事（例）

- 開き戸から引き戸、折り戸、吊り戸、アコーディオンカーテン等への取替え
- 重い引き戸から軽い引き戸等への取替え
- 扉の位置の移動
- 開き戸の開閉方向の変更
- ドアノブの変更
- 戸車の変更
- 扉の撤去

等



保険給付対象外工事（例）

- 自動ドアに取り換えた場合の動力部分相当の費用
- 雨戸の取替え（本人の生活動線上であれば、対象となる場合があります。）
- 間口の拡大（心身の状況等により扉の使用に支障があると認められる場合は、対象となります。）

等

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える改修です。主に便座から立ち上がる時の負担の軽減や、移乗動作の補助が目的の工事です。

便器の取替えに伴う給排水工事（トイレ室内のみ）、便器の取替えに伴う床材の変更も対象です。



★ 保険給付対象工事（例）

- ・和式便器から洋式便器への取替え
- ・洋式便器の向きを変える工事

等



保険給付対象外工事（例）

- ・洋式便器から洋式便器への取替え
- ・既存の和式便器はそのまま、新規の洋式便器を設置
- ・暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え
- ・便器の取替工事に付帯する電気工事

(6) その他(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる工事

一緒に施工したものであっても、付帯工事として認められない場合があります。



？ 保険給付対象工事（例）

- ・手すりの取付 手すり取付けのための壁の下地補強
- ・段差の解消 浴室の床の段差解消時に伴う給排水設備工事
スロープ設置時の転落防止柵設置工事
- ・床材の変更 下地の補強や路盤の整備工事
- ・扉の取替え 扉の取替えに伴う柱や壁の改修工事
- ・便器の交換 便器の取替えに伴う給排水設備工事（トイレ室内のみ）
便器の取替えに伴う床材の変更

等

(7) 対象となる住宅改修の注意事項

- ・住宅改修費の支給は、工事を伴うものが対象となりますので、用具を置いただけの場合は支給の対象となりません。
- ・支給の対象となる工事内容であるかどうかは、都留市（保険者）が判断します。
- ・要介護者の心身の状況や、改修を行う住宅の状況等により、保険給付の対象となる工事や付帯工事の判断が変わる場合があります。住宅改修の希望がある場合には、担当のケアマネジャー等に相談してください。

6 住宅改修の流れ

事前相談

住宅改修を行う前に、必ず担当のケアマネジャー等に希望を伝え、改修の内容を相談します。（担当のケアマネジャーがいない場合は地域包括支援センターにご相談ください。）

この際に、ご本人の心身の状況、日常生活上の動線、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案し、ご本人・家族・介護者にとって効果的で適正な改修が行われるように、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。

そのうえで、改修を行う場合は担当のケアマネジャーに、「住宅改修が必要な「住宅改修が必要な理由書」」の作成を依頼します。



見積りの依頼・施工事業者の決定

住宅改修の工事をご本人と施工事業者との契約により行われます。複数の事業者に見積りを依頼し、適切な工事内容、適正な価格での改修であるか、比較してみましょう。

施工予定事業者が決まりましたら、事前申請に必要な書類等の準備をします。申請書の他に、見積書、図面、見積書に記載された部材のカタログ等の写し、改修箇所ごとの改修前の写真（日付入り）等が必要となりますので、準備または作成の依頼をしてください。

事前申請（着工前）

住宅改修を行うに当たっては、工事着工前に申請が必要です。「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前確認申請書」に次の書類を添えて介護保険担当に提出します。

- 承諾書（住宅の所有者が本人以外の場合に必要）
- 住宅改修が必要な「住宅改修が必要な理由書」（1）
- 住宅改修が必要な「住宅改修が必要な理由書」（2）
- 住宅改修箇所見取図（平面図等）
- 工事見積書



※事前申請がない場合は、対象となる工事をしてもらっても支給を受けることができませんのでご注意ください。

現地確認

事前申請の受付後、市職員がご自宅を訪問して改修場所を確認し、改修内容が適正か調査します。



事前審査・承認

提出された書類や現地確認に基づいて、住宅改修の内容等の確認・審査を行います。

※審査には、現地確認実施日から一週間程度かかります。

審査の結果、適当であると判断された場合、当該被保険者あてに「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前審査承認通知書」が発送されます。



工事の依頼・施工

事前審査の承認を受けたら、改修に着手します。施工事業者に工事の依頼をしてください。

工事完了後、施工事業者には工事費用全額を支払い、「領収書」及び「工事費内訳書」を受け取ります。

支給申請には、領収書・工事内訳書の他に、改修箇所ごとに改修後の写真（日付入り）が必要となります。支給申請までに用意してください。



※無断で事前申請の内容と異なる改修を行うと介護保険給付の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

支給申請（工事完了後）

改修工事が終わったら、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」に次の書類を添えて介護保険担当に提出します。

- 工事費内訳書
- 領収書
- 改修後の写真（日付の入ったもの）



※提出された書類及び写真で工事の内容が確認できない場合は、市職員がご自宅を再度訪問し、事後確認をします。

支給決定

支給申請の審査後に「介護保険給付費支給決定通知書」が申請者あてに送付されます。

支給の決定がされた場合は、支給を決定した当月の末日（ただし、支給日が金融機関の休日にあたる場合は、直前の金融機関営業日）に、被保険者が指定する金融機関の口座に住宅改修費が振り込まれます。

なお、支給申請から支給決定までは概ね2か月程度の期間を要します。

7 申請に必要な書類と留意点

申請に必要な書類は次の通りですが、必要に応じて提出書類の追加等をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

(1) 承諾書

改修する住宅の所有者が本人でない場合は、事前に所有者の承諾がなければ改修できません。このような場合は事前に承諾書をもらい、申請時に必ず添付して下さい。

様式は、賃貸用とその他の場合用で別に定められていますので、承諾書作成時は次のことに注意して承諾を得てください。

- 必要事項がすべて記載されていること
- 承諾者の押印があること。賃貸住宅の場合は賃貸人の押印もあること
(朱肉を使った印で押印していること)

(2) 住宅改修が必要な「住宅改修が必要な理由書」

住宅改修が必要な「住宅改修が必要な理由書」の1枚目には、利用者の身体の状態、介護の状態、住宅改修を行う目的等を記載します。2枚目には、利用者の日常生活にどのような不都合が生じているか、改修によってどのような効果が見込めるか、どのような改修を行うかを記載します。それぞれの項目を具体的にわかりやすく記載します。

なお、住宅改修が必要な「住宅改修が必要な理由書」はケアマネジャー（介護支援専門員）等、作成できる方が決まっています。作成できる方は次のとおりです。

- ケアマネジャー（介護支援専門員）
- 理学療法士
- 作業療法士
- 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上
- 地域包括支援センター職員 等

(3) 住宅改修箇所見取り図（平面図等）

任意の形式により、次の内容に注意してわかりやすく作成してください。

- 要介護者本人の生活動線がわかり、改修の位置が確認できること
- 図面で工事内容が把握できるものであること
(手すりの設置の場合は、手すりの長さや高さ等の記載。段差解消の場合は、前後の状態の記載等。)
- 平面図で内容の記載が困難な場合は、断面図等に内容を記載すること
- カタログにない特注品等を使用する場合は、図面に寸法等が記載されていること

(4) 工事見積書

見積書を提出する際には、次のことに注意して見積書を作成してください。詳細が確認できない場合は、再度、見積書の提出を求めることがあります。

- 改修の種類・箇所ごとに商品名、単価、数量等が区分して記載されていること
- 材料費、工賃、諸経費が区分して記載されていること（工事一式等は不可）
- 介護保険支給対象外の工事が含まれている場合、保険給付の対象となる部分が抽出され明示されていること。対象範囲を明示するのが困難な項目については、適切な方法で対象範囲を按分してあり、その根拠が明示されていること
- 1つの部材を切って数ヵ所に使用する場合は、箇所ごとに使用量の記載を行い、複数箇所を使用する旨が記載されていること
- 見積書の宛名が被保険者本人であり、住所（施工場所）が被保険者の住所であること
- 見積書に社名等が記載され、社印が押印されていること



(5) 提出写真

任意の様式により、写真の提出例を参考にわかりやすく作成してください。
改修前の写真は、事前申請時に添付してください。支給申請時の写真は、
同じアングルで撮影したり、改修前と改修後の写真を並べるなど分かりやすく
写真を添付するようにしてください。



- 写真については、撮影年月日を記載したボード等を入れて撮影するか、撮影年月日を表示できるカメラで撮影してください。(撮影後の写真の上に、撮影年月日を記入したものや貼り付けたものは認められません。)
- 手すり設置の場合は、写真上に取付位置や形などを入れてください。
(例：取付位置にテープ等をあてて写真を撮る・写真にマジック等で記入する 等)
- 段差解消の場合は、メジャー等を使い、段差の高低が分かるように撮影してください。
また、提出する写真は全景及びアップの写真が必要です。(全景が物理的に取れない場合は、複数に分割して撮影してください。)
- 扉の交換の場合は、現状及び交換後の形状等がわかるように撮影してください。

写真の提出例		
被保険者氏名：	被保険者番号：	No.
施工事業者名：		
改修箇所	対象工事種別	
改修前	撮影日：令和 年 月 日	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 見積書に記載した箇所を記載します。 廊下1・廊下2・トイレ等 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 手摺の取付、段差の解消等、 住宅改修工事の種類を記載します。 </div>		
改修後	撮影日：令和 年 月 日	
<div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> 写真の内側に撮影日の日付が必ず入るようにしてください。 カメラの機能上日付が入られない場合は、 黒板や紙などに日付を書いて写りこませるなどの工夫をしてください。 </div>		

(6) 使用する部材のカタログ等の写し

使用する部材全てのカタログ等の写しが必要です。次のことに注意してカタログ等の写しを用意してください。

また、特注品等を利用する場合は、カタログに相当する設計図面が必要です。

- ・メーカー・部材名・型番・金額等が確認できること
- ・使用する部材にマーカー等でラインを引き、一目で分かるようになっていること

(7) 工事内訳書

工事内訳書は、原則、事前申請時の内容・金額と同様のものである必要があります（事前承認後に変更の届出を行い、承認された場合を除く）。記載方法や留意点は工事見積書と同様です。

(8) 領収書

領収書は、原則、工事内訳書と同額である必要があります（同一工事内に介護保険給付対象外部分がある場合を除く）。施工事業者が工事費用を支払い、領収書を受け取る際は、次の内容が記載されているか確認します。

なお、支給申請時は領収書の原本を提出してください。発行者の社名や印がないもの、単に改修費を施工事業者の口座に振り込んだことを証明した書面は領収書として受付できません。

- ・宛名が被保険者本人になっていること
- ・領収日、領収金額が正しく記載されていること
- ・施工事業者名が正しく記載されており、社印が押印されていること
- ・ただし書きの記載に、介護保険住宅改修の工事であることが明記されていること

(9) 各申請書（事前申請・事後申請）

各申請書は、すべての項目が正しく記載されており、**必ず朱肉を使った印で押印する必要があります。**

なお、訂正をする場合は必ず申請者の訂正印等を用いて訂正してください。ただし、氏名及び金額の訂正は認められません。

(10) 「住宅改修 必要書類のチェックリスト」について

「住宅改修 必要書類のチェックリスト」に住宅改修費支給申請に係る一般的な確認項目をまとめていますので、市への提出前のセルフチェック等にご活用ください。（24、25 ページ）

ただし、一般的な事例を想定したものであるため、この他の確認や追加書類等が必要な場合もあります。予めご了承ください。

8 住宅改修費が支給できない・一部支給となる場合

次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修費の支給ができませんのでご注意ください。



(1) 事前承認後の改修内容の無断変更

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。施工事業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置等の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行うと介護保険給付の対象外となる場合があります。

改修内容の変更がある場合は、改修前に必ずケアマネジャー等に相談し、長寿介護課介護保険担当にご連絡ください。

(2) 改修中に被保険者が死亡した場合

被保険者が、工事完了前に死亡した場合は、介護保険の給付対象外となります。ただし、死亡時に完成している部分までは、介護保険の給付対象として申請できます。

(3) 改修中に被保険者が入院した場合

着工後に、容態の急変等により入院し、退院の見通しが見つからない場合は、被保険者が入院するまでに完成した部分まで給付対象として申請できます。

(4) 被保険者が退院・退所できない場合

退院・退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障がでると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請、着工が可能です。ただし、退院・退所しないことになった場合は、住宅改修費の支給を受けることができなくなります。

(5) 要介護認定が「自立」となった場合

要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し、着工することは可能ですが、支給申請は認定結果が出てからとなります。ただし、認定結果が「自立」の場合は、住宅改修費の支給を受けることができなくなります。

9 トラブル防止について

事前申請をしなかったために、住宅改修費が支給されずトラブルになる例があります。また、施工事業者によっては、支給上限額があることや事前申請が必要なことを説明せず「介護保険で全部できますよ」などとセールスし、契約後に支給対象とならないことが発覚する等のトラブルも報告されています。

制度を利用する場合は、必ず担当のケアマネジャー等に相談しましょう。

10 住宅改修Q&A

(1) 手すりの取付け



Question

Q1

以前設置した手すりが老朽化したことから、それに替わる新たな手すりを設置する場合は給付の対象となりますか？



Answer

A1

単に老朽化したとの理由であれば給付の対象とはなりません。

Q2

既に手すりが設置してあるが、要介護者の身体状況の変化により、既存の手すりでは機能が十分でなくなり、新しい手すりを設置する場合は給付の対象となりますか？
また、既存の手すりの撤去費用も対象となりますか？

A2

身体状況の変化に起因するものであれば、ともに給付の対象となります。
ただし、身体状況の変化、既存の手すりを変更しなくてはならない理由を詳しく記載して下さい。

Q3

玄関にある下駄箱に手すりを設置したいのですが、給付の対象になりますか？

A3

固定されている家具（造作・作り付け）であれば対象となります。申請の際は固定されていることが分かる写真を添付して下さい。

Q4

手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もありますが、給付の対象となりますか？

A4

握力がほとんどない場合や指の変形などによりしっかり握れない場合等、形状の選択に適切な理由がある場合は、支給対象となります。

Q5

腰掛やペーパーホルダーが一体となった手すり（付加機能付き手すり）は給付の対象となりますか？

A5

手すり部分のみ按分して支給対象とします。

Q6

玄関から道路までの手すりの設置は給付の対象となりますか？

A6

屋外の改修も、敷地内であれば給付の対象となります。

Q7

手すりを設置する際の取り付け金具について、メーカーの施工基準より広い間隔で取り付けられた場合はどれくらいまで許容されますか？

A7

メーカーの施工基準より広い間隔で金具を取り付けた場合は給付対象となりません。

Q8

手すりの取り付けの際にネジを使用せずに固定剤（エポキシ剤）による取り付けを行った場合は給付の対象となりますか？

A8

支給の対象となります。

Q9

手すりの取り付けの下地補強の際、張り替えが必要になったクロスの費用は給付の対象となりますか？

A9

下地補強した面積部分のみ対象となります。

Q10

2階に上がるために階段手すりを取り付ける費用は給付の対象になりますか？

A10

介護認定を受けている方の階段昇降は転倒、転落の危険性が高いため、原則支給対象外です。まずは1階で生活が完結できないか、居住環境および生活動線の見直しを行ってくださいその上でなお、取り付けが必要な場合は、その旨を「住宅改修が必要な理由書」に明記することで支給対象となる可能性があります。

Q11

母屋と離れそれぞれ玄関があり、両方に手すりを取り付ける場合、給付の対象になりますか？

A11

生活動線として真に必要であれば対象となります。「住宅改修が必要な理由書」に下記について明記したうえで生活動線を示した図面を添付してください。

- ・それぞれの玄関に手すりが必要な理由
- ・母屋と離れを行き来する生活動線の見直しを検討したが、生活動線を変更できない理由

Q12

玄関と勝手口両方に手すりを取り付けることは支給対象となりますか？

A12

原則どちらか1か所だけが支給対象となりますが、洗濯物を干す場合や、ごみ出しをする場合など被保険者の自立支援に資するもので日常生活上真に必要なものに限り、支給対象となる場合があります。事前申請の際には、「住宅改修が必要な理由書」にその旨を記載してください。

Q13

店舗兼居宅であり、店舗と居宅の移動のため、出入り口に手すりを付けたい場合、給付の対象となりますか？

A13

店舗部分については、現に居住する住宅ではないため給付対象外です。ただし例外として、出入り口が店舗と兼用である場合や、日常生活動作を行う上でその部分の住宅改修が不可欠等の場合、その旨を「住宅改修が必要な理由書」に明記することで住宅改修の支給対象となる可能性があります。

(2) 段差の解消



Question

Q1

玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際に床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として給付の対象となりますか？



Answer

A1

段差解消工事に付帯する工事と考えられ、給付の対象となります。

Q2

玄関ではなく掃き出し窓にスロープを設置して、居室から屋外へ出るための段差解消を行う場合は、給付の対象となりますか？

A2

玄関からの出入りが困難な理由があり、移動経路を玄関から掃き出しへ移す手段を選択して段差解消を行うのであれば、給付の対象となります。

Q3

上がり框（かまち）の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は給付の対象となりますか？

A3

踏み台を家屋に設置する工事や上がり框を2段にする工事は、段差の解消として住宅改修の給付の対象となります。

Q4

床の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として給付の対象となりますか？

A4

スロープを設置するために、床を解体・撤去する費用は、床の段差解消に必要な費用として住宅改修の対象となります。

Q5

玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は給付の対象となりますか？

A5

屋外の改修についても、敷地内であれば給付の対象となります。

Q6

屋外のスロープを木材で作成する場合、給付の対象となりますか？

A6

介護が長期間続くことを考慮し、強度と安全性の観点から、原則対象となりません。

ただし、木材でないと対応できないやむを得ない事情がある場合については、対象となることがあります。

Q7

車椅子の利用者について、送迎の車両をできるだけ玄関に近づけるため、車両乗り入れの支障となる段差をスロープに改修したいのですが、給付の対象になりますか？

A7

車を乗り入れるための改修は給付の対象とはなりません。

Q8

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の給付の対象となりますか？

A8

昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器を設置する工事は給付の対象とはなりません。また、手動であっても対象とはなりません。

Q9

洗濯物を干すためにベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付の対象となりますか？

A9

生活動線を支援するものであるため給付の対象となります。

Q10

洗濯物を干す際に、庭に下りる際に転落する可能性があるため、ウッドデッキを作成する場合は、給付の対象となりますか？

A10

ベランダの増設に該当するものであるため、給付の対象とはなりません。

Q11

床段差を解消するため浴室用にすのこを製作し、設置する場合は給付の対象となりますか？

A11

入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、置くだけであれば、住宅改修ではなく特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q12

浴室床と浴槽の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取り替えも給付の対象となりますか？

A12

浴槽の縁も「段差」に含まれるものとして考えられるため、給付の対象となります。

Q13

ユニットバスを購入・設置することにより段差の解消等を行う場合は、給付の対象となりますか？

A13

身体状況により、次の①から③のいずれかを目的としてユニットバスを設置する場合、その目的を果たす部分について給付の対象となります。ただし、按分などにより価格が算出できる場合に限りです。

- ①脱衣所と浴室の段差解消を目的とする場合
- ②浴室床を滑りにくい床材へ変更することを目的とする場合
- ③浴室床と浴槽底の高低差や浴室の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとする場合

Q14

脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床が上がったために行う次の工事は付帯工事として取り扱うことができますか？

A14

いずれの場合も給付の対象となります。

- ①水洗の蛇口の下に洗面器が入らなくなった場合の水洗の蛇口の位置の変更
- ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の床との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事
- ③上記②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難なことによる、浴槽の改修または取り替えの工事

(3) 滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更



Question

Q1

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として給付の対象となりますか？



Answer

A1

例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として給付の対象となります。

Q2

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）は、給付の対象となりますか？

A2

いずれも、通路面の材料の変更として給付の対象となります。

Q3

滑りの防止を図るため、階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付けたり、カーペットを貼ったりする場合は給付の対象となりますか？

A3

簡易に取り外せないよう、家屋に接着剤等で固定する場合は、給付の対象となります。

Q4

住宅の老朽化により、ゆがんだ廊下の床材を取り替える住宅改修は、給付の対象となりますか？

A4

老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗が理由である場合は、給付の対象となりません。

Q5

車いすの通行等により傷んだ廊下の床材を取り替える住宅改修は給付の対象となりますか？

A5

老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗が理由である場合は、給付の対象となりません。

Q6

滑り止めシートを浴槽の縁や底に貼ることは、給付の対象となりますか？

A6

浴槽の縁や底は、床や通路ではないため、給付の対象となりません。

Q7

身体的状況から転倒が予想される箇所について、転倒した際の怪我を防ぐため、クッション性がある床材に取り替える改修は、給付の対象となりますか？

A7

転倒した際に怪我を防ぐという目的であれば、給付の対象になりません。

Q8

要介護者の意向によりフローリングから畳へ床材を変更する場合は、給付の対象となりますか？

A8

床材の「滑りにくいもの」への変更を想定しているため、適正な理由のない床材の変更は給付の対象とはなりません。

Q9

滑り止め塗料や薬剤の塗布により滑りにくくするという工法は、床材変更として給付の対象となりますか？

A9

塗料や薬剤の塗布による工法も対象となりますが、耐久性や効果、メンテナンス性について十分検討する必要があります。

(4) 引き戸等への扉の取替え



Question

Q1

門扉の取替えは、給付の対象となりますか？



Answer

A1

外出の際の動線上にあって、身体的な改善のための理由であれば、引き戸以外の門扉を引き戸へ改修する場合、扉の取替えとして給付の対象となります。

Q2

扉そのものは取替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は、給付の対象となりますか？

A2

扉そのものを取替えない場合であっても、要介護者の身体の状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして、給付の対象となります。

具体的には、右開きの扉を左開きに変更する場合、ドアノブ式をレバー式に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q3

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は、給付の対象となりますか？

A3

既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由であれば給付の対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったため新しいものに取替える場合には給付の対象とはなりません。

Q4

車いす利用者が、扉を1人で閉められないために、扉の幅を広げ位置をずらすことは給付の対象となりますか？

また、引き戸から引き戸へ変更する場合も対象となりますか？

A4

要介護者の身体状況に基づいた工事であれば給付の対象となります。ただし、身体状況に基づき工事が必要な理由を詳しく記載し提出してください。

Q5

扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、給付の対象となりますか？

また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても給付の対象となりますか？

A5

利用者の身体状況と、カーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば、給付の対象となります。

また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として対象となります。

Q6

雨戸を取り替える工事については給付の対象となりますか？

A6

門扉と同様に、要介護者の生活動線上にあって身体的な改善のための理由であれば扉の取替えとして支給の対象となります。

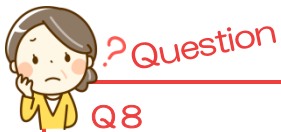
ただし、朝晩に単に雨戸を開け閉めするだけということであれば、給付の対象とはなりません。

Q7

車いすへの移動を容易にするために、既存の扉を撤去したいが、給付の対象となりますか？

A7

撤去のみで新たに扉を設置しない場合は、扉の取替えにあたらないため、対象とはなりません。



Question

Q8

既存の扉位置は変更せず、壁であったところを一部取り払い、引き戸等を新設する工事は給付の対象となりますか？



Answer

A8

扉位置の変更等に比べ費用がかからない場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付の対象となります。

この場合には、引き戸等の新設の場合と、扉位置の変更の場合の2パターンの見積りを提出してください。ただし、対象となるのは「扉の取替え」であるため、既存の扉を継続して利用する場合は給付の対象とはなりません。

また、この場合であっても、筋交いが入っている壁の撤去は、安全性の観点から認められません。

Q9

動線を短縮する必要があり扉の位置を変更した際、元の扉位置を塞ぐ工事は給付の対象となりますか？

A9

扉位置の変更の付帯工事として支給対象となります。

Q10

開き戸から引き戸への取替えで、引き戸を引く壁面にあるコンセントが引き戸を引く際の支障となる場合、コンセントの移設費は付帯工事として給付の対象となりますか？

A10

コンセントの取外しと移設費は給付の対象とすることができますが、配線工事は給付の対象とはなりません。

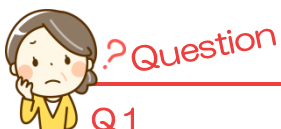
Q11

住宅改修の際不要となった扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象になりますか？

A11

これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」の工事を行う際に当然付帯する行為であることから、給付の対象となります。

(5) 洋式便器等への便器の取り替え



Question

Q1

便器の取り替えに伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除いて対象となることになっているが、どの程度の工事が給付の対象となりますか？



Answer

A1

非水洗の和式便器から水洗式の洋式便器に交換する際は便器本体工事とともに水洗化の工事が行われますが、このような場合、水洗化の工事は給付の対象とはなりません。「便器の取替え」に付帯する給排水設備工事として想定しているのは、既に水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、給水管の長さや位置を変える工事となります。

Q2

和式便器から、洗浄機能等がついた洋式便器への取り替えは給付の対象となりますか？

A2

洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては給付の対象となります。

その際には、当該便器の電源を確保する電気工事は付帯工事として認められません。

Q3

既存の洋式便器の便座から暖房便座・洗浄機能等が付加された洋式便座に取り替える場合は給付の対象となりますか？

A3

暖房便座・洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は、要介護者の身体状況に関わらず給付の対象とはなりません。

Q4

リウマチ等で膝が十分に曲がらない場合や、便座からの立ち上がりが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを変更するための次の工事は便器の取替えとして給付の対象となりますか？

- ①洋式便器の下部を嵩上げする工事
- ②便座の高さが異なる洋式便器に取替える場合
- ③補高便座を用いて座高の高さを高くする場合

A4

- ①は、給付の対象となります。
- ②については、既存の便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。が、質問のようにご本人に適した高さにするために取り替えるという適当な理由があれば、便器の取替えとして給付の対象となります。
- ③については、住宅改修でなく、腰掛便座（洋式便器の上において高さを補うもの）として特定福祉用具購入費の支給対象となります。

Q5

男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については付帯工事の対象となりますか？

A5

便器の取り替えに伴う仕切壁の撤去は付帯工事として対象となります。

ただし、単に壁を撤去するというだけでは付帯工事の対象にはなりません。

Q6

現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は給付の対象となりますか？

A6

和式便器のトイレの撤去・処分、洋式便器の設置費用のみ給付の対象となります。

ただし、既存の和式便器のトイレをそのまま利用し、新たに洋式トイレを設置する場合は、便器の取替えにあたらなため給付の対象とはなりません。

Q7

和式便器から洋式便器に取り替える工事に伴い、車いすに対応する目的で既存の便所を拡張する必要がある場合、便所の拡張に伴う工事も給付の対象となりますか？

A7

原則として、拡張工事（扉の変更に伴う間口の拡張工事は除く）は対象とはなりません。が、要介護者の心身の状況や家屋の状況により、やむをえない事情がある場合には、対象となる場合もあります。

ただし、その場合でも、家屋の総面積が増えないことが条件です。

Q8

外にある和式トイレを取り壊して要介護者の居室近くに洋式トイレを新設する場合は給付の対象となりますか？

A8

外にある和式トイレが、要介護者が日常使うトイレである場合は給付の対象となります。

Q9

身体に麻痺があることから、現状の洋式便器の便座に座れないので、洋式便器の向きを変える工事は給付の対象となりますか？

A9

障害等に対応するように、現に使用している洋式便器の向きを変える工事も給付の対象となります。

Q10

腰掛便座を購入して和式便器を洋式便器風で使用していたが、洋式便器へ取り替える工事は給付の対象となりますか？

A10

要介護者の身体状況に腰掛便座では不都合な理由がある場合は給付の対象となります。

Q11

和式便器から洋式便器に改修する際、工期が複数日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレ設置にかかる費用は給付の対象となりますか？

A11

仮設トイレの設置費用は給付の対象とはなりません。

(5) 申請書類等



Question

Q1

住宅改修の「住宅改修が必要な理由書」は、誰が作成するのですか？



Answer

A1

基本的には対象者の居宅サービス計画を作成する居宅介護支援専門員が作成します。

ただし、上記の者による作成が困難な場合については、次の者も作成することができます。

- ①理学療法士
- ②作業療法士
- ③福祉住環境コーディネーター 2級以上
- ④地域包括支援センター職員 等

Q2

「住宅改修が必要な理由書」の代わりに、ケアプランを提出してもよいのですか？

A2

「住宅改修が必要な理由書」の内容を補填する添付書類としての提出であれば受付可能ですが、ケアプランのみでは受付できません。

Q3

申請書に添付する改修前後の写真は、日付がわかるものとありますが、日付機能のないカメラの場合はどうすればよいのですか？

A3

黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むようにし、必ず撮影日がわかるようにしてください。日付がない場合には、再提出を求めます。

<p>Q4 住宅改修費の請求の際に、住宅改修の改修前・改修後の写真を添付することとなっているが、その写真の現像料等についても給付の対象となりますか。</p>	<p>A4 給付の対象となりません。</p>
<p>Q5 住宅所有者が亡くなっている家屋を改修する場合の住宅改修承諾書はどのようにすればよいですか？</p>	<p>A5 相続人全員からの承諾書が必要です。</p>
<p>Q6 領収書の宛名は申請者でなくても良いですか？</p>	<p>A6 必ず申請者の名前で領収書の作成をしてください。</p>
<p>Q7 領収書の金額によって収入印紙が必要ですか？</p>	<p>A7 印紙税法に基づき、必要な収入印紙を貼付してください。 (1万円以上、100万円以下の領収書に対しては200円の収入印紙が必要です。)</p>
<p>Q8 鉛筆・消せるボールペンその他の消滅しやすい筆記具による記入の場合、申請は可能ですか？</p>	<p>A8 鉛筆・消せるボールペンその他の消滅しやすい筆記具で記入されている場合、修正や改ざんが容易に可能であるため、受付できません。</p>

(6) その他



? Question



Answer

<p>Q1 要介護者が何らかの事情で一時的に親族等の住宅に身を寄せていて、その住宅を改修しようとする場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>A1 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅を改修した場合のみが対象となるので、一時的に居住するための住宅改修は給付の対象とはなりません。</p>
<p>Q2 施設入所している要介護者が月に数回帰宅する住宅を改修する場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>A2 施設入所者の生活の拠点は施設です。介護保険の住宅改修は在宅サービスであるため、施設を退所するのではなく一時的な帰宅や外泊の場合は給付対象とはなりません。</p>
<p>Q3 新築や増築での住宅改修は給付の対象となりますか？</p>	<p>A3 住宅の新築や増築（新たに居室を設けるなど）は給付の対象とはなりません。 また、改修理由が住宅の老朽化によるものや器具等の故障・破損等の場合も給付の対象なりません。 ただし、新築や増築の竣工日以降に行う住宅</p>

改修は給付の対象となります。

Q4

賃貸住宅の場合、退去時に原状回復するための費用は給付の対象となりますか。

A4

給付の対象とはなりません。

Q5

事前申請後、支給申請までの間に、変更、追加の工事が発生した場合はどうしたらよいですか？

A5

何らかの事情で住宅改修の計画を縮小変更する場合には、事前申請の「住宅改修が必要な理由書」、見積書、図面等を修正する必要がありますので、必ず連絡してください。

また、追加が発生した場合は、基本的に別の改修として取り扱いますので、新たに事前申請をしてください。

Q6

家族が大工業を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができますか？

A6

本人、家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が給付の対象となり、工賃は支給対象外となります。

この場合は、材料の購入予定先の事業者（店舗）が発行する見積書か、部品の購入予定金額がわかる書類（カタログ）の写しを添付してください。見積書や領収書は申請者宛のものが重要です。（家族とは同居または3親等以内の家族を指します）

住宅改修 必要書類のチェックリスト（事前申請用）

被保険者番号	被保険者名	要介護度	在宅の有無
			在宅・入院(所)中 退院(所)見込 月 日

	チェック	項目
申請書		記入が必要なすべての項目が記載されている
		本人印が押印されている（朱肉を使った印）
		被保険者氏名・住所が被保険者証の記載と一致している
「住宅改修が必要あり」		記入が必要なすべての項目が記載されている
		身体状況と改修個所の問題点が具体的に記載されている
		改修することにより改善できる内容が具体的に記載されている
		改修内容が介護保険給付の対象として妥当である
見積書		改修の種類・個所ごとに商品名・単価・数量等が区分けされ記載されている
		材料・工賃・諸経費が区分けされて記載されている（工事一式等は不可）
		介護保険給付対象外の工事が含まれている場合は、保険対象部分が明示されている
		1つの部材を切って数ヵ所に使用する場合は、箇所ごとに使用量の記載を行い、複数個所で使用する旨が記載されている
		見積書の宛名・住所（施工場所）等が被保険者本人となっている
		見積書に社名等の記入や社印が押印されている
		見積書の計算が合っている
写真		改修個所ごとの写真になっている
		写真の枠内に日付が入っている（マジック等直接で日付を書き込んだものは不可）
		段差解消の場合は、高さが分かるものになっている
図面		被保険者の動線が分かり、改修位置や内容が確認できる
		カタログにない特注品等を使用する場合、寸法等が記載されている
カタログ		メーカー・部材名・型番・金額等が確認できる
		使用する部材にマーカー等でラインを引き、使用する部材が一目で分かる
		特注品等を利用する場合は、カタログに相当する設計図面の添付がある
承諾書		記入が必要なすべての項目が記載されている
		承諾者の押印があること。賃貸住宅の場合は賃貸人の押印もあること。
その他		

住宅改修 必要書類のチェックリスト（改修後）

被保険者番号	被保険者名	要介護度	在宅の有無
			在宅・入院(所)中 退院(所)見込 月 日

	チェック	項目
申請書		記入が必要なすべての項目が記載されている
		本人印が押印されている（朱肉を使った印）
		被保険者氏名・住所が被保険者証の記載と一致している
		着工日は事前審査承認日以後の日付になっている
		支給申請日は工事完了の日以後の日付になっている
領収書		領収金額が内訳書の金額と同額である
		領収年月日が記載されている
		収入印紙が貼付されている（1万円以上100万円以下の領収書には200円の収入印紙が必要）
		施工事業者の印が押されている
		氏名等が被保険者本人となっている
		但し書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されている
写真		改修箇所ごとの写真になっている
		使用した部材が写真の中で確認できる
		固定状況や段差状況が確認できる
		事前申請時の見積書や図面と整合した内容となっている
		改修前と同じアングルで撮影している
内訳書		見積書の内容と同様となっている
		氏名等が被保険者本人となっている
		社名等の記入や社印が押印されている
その他		